

令和3年4月から和泉市と貝塚市は「子ども医療助成制度」の対象を18歳まで拡充しました。現在、18歳までが対象となっている市町村は、学校近隣では和泉市・堺市・貝塚市・大阪市です。**助成内容は各地方自治体により異なるため、詳しくはHPまたはお住いの保健福祉センターにてご確認ください。**

定期健康診断で受診をすすめるお知らせをもらった生徒は、助成制度を活用し、なるべく早く専門医で診てもらい必要な治療を受けてください。

※参考に和泉市の「子ども医療助成制度」についてお知らせします。

和泉市は高校卒業年齢まで拡充

子どもの医療費助成制度

健康保険に加入している子どもは、この助成制度により1日最大500円まで医療を受けることができます。

Q 助成を受けるにはどうすればいいの？

申請により「**子ども医療証**」が交付されます。
大阪府内の医療機関を受診するときに、健康保険証と「**子ども医療証**」を提示するだけで医療費の助成が受けられます。



Q 医療費はいくらになるの？

1つの医療機関について、月2日まで**1日500円の支払い**になり
3日目からは無料です。

- 支払いが500円に満たない場合はその金額を負担してください。
- 同じ医療機関でも「医科と歯科」「入院と通院」は別々に1日500円の支払いがあります。
- 保険診療以外のもの(予防接種や健康診断、診断書など)には使えません。

Q 医療費の支払い負担額に上限はあるの？

1人あたり1ヶ月の**上限は2,500円**です。
複数の医療機関を受診し、2,500円を超えて支払ったときは、**払い戻しの申請(還付申請)**をしてください。